

伊予市移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱

令和 6 年 4 月 19 日

伊予市告示第 117 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市における空き家の有効活用を図り、県外から本市への移住・定住を促進するため、移住者又は地域おこし協力隊員が行う空き家の改修等に要する費用に対し、市が予算の範囲内で伊予市移住者住宅改修支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、伊予市補助金等交付規則（令和 3 年伊予市規則第 9 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語の意義は、次の各号に定めるもののほか、規則において使用する用語の例による。

(1) 移住者 平成 28 年 4 月 1 日以後に県外から市内に転入（県内の高等学校、大学、高等専門学校等への就学、所属する企業等の業務命令に基づく転勤、所属する企業と関連のある企業等への赴任などの定住が見込めない理由その他市長が適当でないとした理由によるものを除く。以下同じ。）をした者（同日以後に県外から県内の他市町に転入をし、その後本市に転入をした者を含む。）のうち、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 本市に転入をした日から起算して前 1 年の間、本市に住所を有していない者

イ 本市に転入をした日から起算して 3 年以内の者

(2) 移住予定者 移住・定住を目的に県外から本市に転入を予定する者（平成 28 年 4 月 1 日以後に県外から県内の他市町に転入をし、その後本市に転入を予定する者を含む。）をいう。

(3) 地域おこし協力隊員 地域おこし協力隊推進要綱（平成 21 年 3 月 31 日

付総行応第 38 号総務次官通知) に基づき市が委嘱する地域おこし協力隊員のうち、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 平成 28 年 4 月 1 日以後に県外から県内に転入をした者

イ 地域おこし協力隊員の任期 2 年目から任期終了後 3 年以内の者で、引き続き市内に住所を有するもの

(4) 子育て世帯 補助金の交付申請日が属する年度の 4 月 1 日時点において、18 歳未満の者（当該年度の 4 月 2 日が 18 歳の誕生日の者を含む。）がいる世帯をいう。

(5) 働き手世帯 子育て世帯を除き、補助金の交付申請日において、60 歳未満の者がいる世帯をいう。

(6) 空き家 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律第 127 号) 第 2 条第 1 項に規定する空家等のうち、愛媛県空き家情報バンク、市空き家バンク又は市長が市空き家バンクに準ずるものとして認めたもの（以下「空き家バンク」という。）に登録されたものをいう。

（補助事業の内容等）

第 3 条 補助事業の内容、補助対象経費及び補助率は、別表に定めるとおりとする。ただし、補助事業の実施に対し、他の補助制度による給付金等を受ける場合は、当該給付金等の額に相当する額を補助対象経費から除くものとする。

（補助事業者）

第 4 条 補助事業者は、移住者（移住予定者を含む。）又は地域おこし協力隊員であって次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 補助事業を行う空き家に第 10 条に規定する補助金の額の確定通知があった日から 5 年以上継続して居住する意思を有する者

(2) 空き家の改修等を行うことができる権原を有する者

(3) 自ら居住するため、本市の地域団体又は移住サポートセンターを通じて空き家を購入し、又は賃借する者

(4) 子育て世帯又は働き手世帯に属する者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者（本人と同一の

世帯に属する者を含む。)は、補助事業者としない。

- (1) 本市及び本市に転入前の住所地において市区町村税を滞納している者
- (2) 既にこの要綱に基づく補助金の交付を受けている者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第6号までに該当する者

3 補助事業者は、補助事業の実施に当たっては、原則として本市に住所を有する個人事業者又は本市に事業所を置く法人に発注するものとする。

4 補助事業者が移住予定者であるときは、補助事業の完了の日から起算して1か月以内に本市に転入するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第5条第1項に規定する申請は、様式第1号により行うものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 規則第6条第3項に規定する通知は、様式第2号により行うものとする。

(補助事業の着手)

第7条 補助事業者は、前条の規定による補助金の交付決定前に補助事業に着手してはならない。

(補助事業の変更等)

第8条 規則第8条に規定する承認の申請は、様式第3号により行うものとする。

(実績報告)

第9条 規則第12条第1項に規定する報告は、補助事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定の通知があった日の属する年度の3月20日のいずれか早い日までに、様式第4号により行うものとする。

(補助金の額の確定)

第10条 規則第13条に規定する通知は、様式第5号により行うものとする。

(補助金の請求)

第 11 条 規則第 15 条第 2 項に規定する請求は、様式第 6 号により行うものとする。

(補助金の交付)

第 12 条 市長は、前条の規定による請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 19 日から施行する。

別表（第3条関係）

補助事業の内容		補助対象経費	補助率
空き家の改修	(1) 木工事	部屋の増改築、間仕切りの変更、床材・内壁等の変更等	(1)～(13)に要する経費の合計が50万円以上のもの
	(2) 屋根工事	屋根材葺き替え、雨漏り修理、屋根瓦の補修等	
	(3) サッシ工事	玄関建具取替え、断熱サッシ工事、シャッター取付け等	
	(4) 建具工事	各種建具（ドアノブ、鍵、戸車、レール等）取替え等	
	(5) 内装工事	床、天井、壁等のクロス貼替え等	
	(6) 外装工事	外壁の改修、張替え、塗替え、コーキング補修等	
	(7) 塗装工事	屋根・外部鉄部塗替え等	
	(8) 左官タイル工事	室内壁塗替え、内外タイル貼替え補修等	
	(9) 給排水設備工事	給湯設備、浴室、洗面、トイレ、キッチン改修工事等	
	(10) 電気設備工事	老朽電気配線、コンセントの取替え等	
	(11) エクステリア工事	空き家と一体化しているテラス及びベランダの設置、改修等	
	(12) 省エネ設備工事	空き家に組み込まれる省エネ設備の設置工事（家庭用蓄電池、高効率給湯器、雨水貯蓄設備等）	
	(13) 外構工事等	車庫、物置、倉庫、門扉、壁等の工事及び植樹、剪定、除草等の植栽工事（空き家の改修と併せて行うものに限る。）	
家財道具の搬出等	入居又は空き家の改修のために不要な家財道具の搬出、処分又は清掃	経費の合計が5万円以上のもの	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額又は20万円のいずれか少ない額 （1,000円未満の端数切捨て）

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

伊予市長 様

住所

氏名

伊予市移住者住宅改修支援事業費補助金交付申請書

伊予市移住者住宅改修支援事業費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 事業区分 （ 空き家の改修 家財道具の搬出等 ）
- 3 添付書類
 - (1) 事業計画書（別紙1）
 - (2) 誓約書（別紙2）
 - (3) 事業費の積算根拠を示す見積書、契約書等の写し
 - (4) 改修等を行う空き家の図面及び現況写真
 - (5) 世帯全員の住民票の写し（前住所が県内の場合は、戸籍の附票の写し）
 - (6) 本人及び本人と同一の世帯に属する者が、本市において市税等を滞納していないことを証する書類
 - (7) 空き家バンク掲載を示すウェブサイトの写し
 - (8) 空き家の所有権等を示す登記事項証明書又は売買契約書若しくは賃貸借契約書の写し（賃借の場合は、住宅改修、原状回復免除及び家財道具搬出等に関する同意があること。）
 - (9) 他の補助制度利用の場合は、その制度の申請書の写し
 - (10) その他市長が必要と認める書類

(様式第 1 号別紙 1)

事業計画書

1 申請者（改修等の権原を有する者）

氏 名	氏 名	生年月日	生年月日
世帯の構成	続 柄	本人	
移住先住所（予定）			
転入前住所			
移居前住所（転入前住所が県内の場合）			
移住年月日（予定）			
移住の理由			
補助制度を知った先や方法			

2 収支予算

(単位:円)

区	収 入		支 出	
	費 目	予算額	費 目	予算額
空き家の改修	市補助金		空き家改修費	
	小計(A)		小計(B)	
家財道具の搬出等	市補助金		家財道具搬出等費	
	小計(C)		小計(D)	
	合計(A + C)		合計(B + D)	

3 事業計画

施工予定地（空き家の所在地）		伊予市	
契約形態		<input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> その他	
家屋の構造等	構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造（RC） <input type="checkbox"/> 鉄骨造（S） <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC） <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	階数	<input type="checkbox"/> 平屋 <input type="checkbox"/> 2階建 <input type="checkbox"/> 3階建 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	延べ面積	平方メートル	
	形式	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅〔 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事業所 <input type="checkbox"/> その他 〕	
事業概要	空き家	工事科目	<input type="checkbox"/> 木工事 <input type="checkbox"/> 屋根工事 <input type="checkbox"/> サッシ工事 <input type="checkbox"/> 建具工事 <input type="checkbox"/> 内装工事 <input type="checkbox"/> 外装工事 <input type="checkbox"/> 塗装工事 <input type="checkbox"/> 左官タイル工事 <input type="checkbox"/> 給排水設備工事 <input type="checkbox"/> 電気設備工事 <input type="checkbox"/> エクステリア工事 <input type="checkbox"/> 省エネ設備工事 <input type="checkbox"/> 外構工事等
		予定工期	年 月 日～ 年 月 日
	施工者	名称・氏名： 所在地：	
家財道具	内容	<input type="checkbox"/> 搬出 <input type="checkbox"/> 処分 <input type="checkbox"/> 清掃	
	予定工期	年 月 日～ 年 月 日	
他の補助制度		<input type="checkbox"/> 受給あり 補助金名： 補助対象経費： 円 交付申請日： 年 月 日 <input type="checkbox"/> 受給なし	

(様式第 1 号別紙 2)

誓 約 書

伊予市長 様

住所

氏名

(自署又は押印)

伊予市移住者住宅改修支援事業費補助金の申請に当たり、下記のとおり誓約します。

記

- 1 本事業により改修等を行う空き家に、補助金の額の確定通知があった日から5年以上継続して居住します。
- 2 本事業により改修等を行う空き家を、補助金の額の確定通知があった日から5年未満に取り壊し、売却、賃貸等を行いません。
- 3 改修等が完了した日から起算して、1か月以内に入居します。
- 4 県内の高等学校、大学、高等専門学校等への就学、所属する企業等の業務命令に基づく転勤、所属する企業と関連のある企業等への赴任などの定住が見込まれない理由その他市長が適当でないとした事由による転居ではありません。
- 5 本人及び本人と同一の世帯に属する者は、本市に転入前の住所地において市区町村税を滞納していません。
- 6 暴力団又は暴力団員ではないことを確認するため、市が関係機関に照会することに同意します。
- 7 補助金の交付決定に必要な範囲で、伊予市の住民記録情報を調査することについて同意します。
- 8 伊予市移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱を遵守し、以上の事項に違反又は事実と相違することがあったときは、伊予市から受けた補助金の全部又は一部を直ちに返還します。
- 9 補助金の受給後であっても、市が必要に応じて実施する調査等に協力します。
- 10 申請書の内容は、事実と相違ありません。

様式第 2 号（第 6 条関係）

伊予市移住者住宅改修支援事業費補助金交付決定通知書

伊予市指令第 号

年 月 日

様

伊予市長 印

年 月 日付けで申請のあった伊予市移住者住宅改修支援事業費補助金について、下記の条件を付して補助金を交付します。

記

交付決定額 金 円

（条件）

- 1 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対して検査を行い、又は報告を求めることがあること。
- 2 伊予市補助金等交付規則（令和 3 年伊予市規則第 9 号）及び伊予市移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱（令和 6 年伊予市告示第 117 号）に従わなければならないこと。これらの規定に違反したときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の返還を求める場合があること。
- 3 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- 4 補助金に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならないこと。ただし、取得財産がある場合は、当該期間が経過後、当該財産の処分を行った日又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管すること。

様式第 3 号（第 8 条関係）

年 月 日

伊予市長 様

住所

氏名

伊予市移住者住宅改修支援事業費補助事業
変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け伊予市指令第 号をもって補助金交付決定の
通知があった補助事業を変更（中止・廃止）したいので、下記のとおり承認を
申請します。

記

（記の記載要領は、様式第 1 号に準ずるものとし、その場合、「交付申請額」
を「変更後の交付申請額」とすること。なお、変更のない項目については省略
することができる。）

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

伊予市長 様

住所

氏名

伊予市移住者住宅改修支援事業費補助事業実績報告書

年 月 日付け伊予市指令第 号をもって補助金交付決定の通知があった補助事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

1 事業区分 （ 空き家の改修 家財道具の搬出等 ）

2 添付書類

- (1) 事業実績書（別紙1）
- (2) 補助事業を行った空き家の完了後の図面及び施工中並びに完了後の写真
- (3) 事業費の支出を証する領収書等の写し
- (4) 他の補助制度を利用する場合は、その制度の完了報告書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(様式第 4 号別紙 1)

事業実績書

1 補助事業者（改修等の権原を有する者）

氏名	氏名	生年月日	生年月日
世帯の構成	続柄	本人	
移住先住所			
転入前住所			
移居前住所（転入前住所が県内の場合）			
移住年月日			
移住の理由			
補助制度を知った先や方法			

2 収支決算

(単位:円)

区	収 入				支 出			
	費 目	予算額	決算額	増減	費 目	予算額	決算額	増減
空き家の改修	市補助金				空き家改修費			
	小計(A)				小計(B)			
家財道具の搬出等	市補助金				家財道具搬出等費			
	小計(C)				小計(D)			
	合計(A+C)				合計(B+D)			

(支出内訳)

(単位:円)

区分		決算額
空き家の改修	木工事	
	屋根工事	
	サッシ工事	
	建具工事	
	内装工事	
	外装工事	
	塗装工事	
	左官タイル工事	
	給排水設備工事	
	電気設備工事	
	エクステリア工事	
	省エネ設備工事	
外構工事等		
小計		
家財道具の搬出 等	搬出	
	処分	
	清掃	
小計		
合計		

3 事業実績

施工地（空き家の所在地）		伊予市	
契約形態		<input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> その他	
家屋の構造等	構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造（RC） <input type="checkbox"/> 鉄骨造（S） <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC） <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	階数	<input type="checkbox"/> 平屋 <input type="checkbox"/> 2階建 <input type="checkbox"/> 3階建 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	延べ面積	平方メートル	
	形式	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅〔 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事業所 <input type="checkbox"/> その他 〕	
事業概要	空き家	工事科目	<input type="checkbox"/> 木工事 <input type="checkbox"/> 屋根工事 <input type="checkbox"/> サッシ工事 <input type="checkbox"/> 建具工事 <input type="checkbox"/> 内装工事 <input type="checkbox"/> 外装工事 <input type="checkbox"/> 塗装工事 <input type="checkbox"/> 左官タイル工事 <input type="checkbox"/> 給排水設備工事 <input type="checkbox"/> 電気設備工事 <input type="checkbox"/> エクステリア工事 <input type="checkbox"/> 省エネ設備工事 <input type="checkbox"/> 外構工事等
		工期	年 月 日～ 年 月 日
	施工者	名称・氏名： 所在地：	
家財道具	内容	<input type="checkbox"/> 搬出 <input type="checkbox"/> 処分 <input type="checkbox"/> 清掃	
	工期	年 月 日～ 年 月 日	
他の補助制度		<input type="checkbox"/> 受給あり 補助金名： 補助対象経費： 円 交付決定日： 年 月 日 事業完了日： 年 月 日 <input type="checkbox"/> 受給なし	

様式第 5 号（第 10 条関係）

伊予市移住者住宅改修支援事業費補助金額確定通知書

伊（ ）第 号
年 月 日

様

伊予市長 印

年 月 日付けで実績報告のあった補助金について、下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

補助金の額 金 円

様式第 6 号（第 11 条関係）

年 月 日

伊予市長 様

住所

氏名

伊予市移住者住宅改修支援事業費補助金請求書

年 月 日付け伊予市指令第 号をもって補助金交付決定の
通知があった補助金について、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

振 込 口 座	金融機関名		
	銀行 ・ 金庫 ・ 農協		本店 ・ 支店 ・ 支所 ・ 出張所
	口座種別	口座番号	口座名義人氏名
	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座		(フリガナ) (氏 名)